

一般社団法人三次観光推進機構 三次観光推進委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、一般社団法人三次観光推進機構（以下「当社」という。）定款第47条の規定に基づき、当社内に三次観光推進委員会（以下「当委員会」という。）を設置する。

(目的及び役割)

第2条 当委員会は、観光地域づくり法人の目的である観光で地域が稼げる仕組みづくりなどの環境整備を実施することにより、地域経済を持続的に成長させ、活性化させることに寄与することをその主な目的とする。

2 当委員会は、観光地域づくり法人である当社を中心として観光地域づくりを行うため、地域の多様な関係者で合意形成する仕組みを構築し、積極的に参画、連携することにより、着地整備の徹底について最優先に取り組むことで観光地域づくりに関する事業を効果的・効率的に推進していくことをその主な役割とする。

(構成)

第3条 当委員会は、第2条の目的を達成するため、次の分野の代表者で構成し、各分野からの参画は2名以内とする。

- (1) 当社
- (2) 観光資源関係者
- (3) 宿泊事業者
- (4) 交通事業者
- (5) 生産者
- (6) 飲食事業者
- (7) 行政
- (8) その他、目的達成のため、当社理事長が必要とする関係者

(委員の選任)

第4条 当委員会の委員は、理事長が選任する。

2 当委員会に委員長をおき、委員長は当社の専務理事が当たる。

(委員以外の出席)

第5条 当委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を受けることができる。

(開催)

第6条 当委員会は、年度2回以上の開催とし、必要に応じ、随時開催することができる。

(招集)

第7条 当委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長に支障があるときは、当委員会においてあらかじめ定めた順序により他の委員がこれを招集する。

(議長)

第8条 当委員会の議長は、委員長がこれに当たる。ただし、委員長に支障があるときは、当委員会においてあらかじめ定めた順序により他の委員がこれに当たる。

(権限)

第9条 当委員会は、次の事項について審議し、必要に応じ、理事会に提案、説明するものとする。

- (1) 稼ぐ力（総観光消費額）向上、宿泊者数増大、来訪者満足度向上、リピーター率向上などの施策や仕組みづくり
- (2) 旅行者ニーズに対応した旅行商品や特産品の開発や販売等
- (3) 着地整備事業実施に関する事項
- (4) その他、当委員会の目的を達成するため必要と考えられる事項

(分科会等の設置)

第10条 当委員会に、専門分野について審議するため、必要に応じ、目的別の分科会等を設置することができる。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2年とする。

- 2 任期満了前に退任した委員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(事務局)

第12条 当委員会の事務局は、当社の事務局長が当たるものとする。

(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。